用 語 の 解 説 １ 事業所
 事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備え ているものをいう。 ① 一定の場所（１区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われている
こと。 ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている
こと。 事業内容等が不詳の事業所
 事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。 派遣従業者のみの事業所
 いわゆる労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありな がら当該事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。 ２ 企業等
 事業・活動を行う法人（外国の会社を除く）及び個人経営の事業所をいう。個人経営 であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの 企業等となる。
 具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をい う。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。 会社企業
 経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社 で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業 となる。 ３ 経営組織 国、地方公共団体
 国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）を
いう。 民営
 国、地方公共団体以外をいう。
 個人経営
 個人が事業を経営している場合をいう。
 会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

法人
 法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。
 会社
 株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国
の会社をいう。
 ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、
会社と同種のもの又会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法（平成
１７年法律第８６号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをい
う。
 なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系
の会社は、外国の会社としない。
 会社以外の法人
 法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。
 例えば、独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、
社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協
同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。
 法人でない団体
 団体であるが法人格を持たないものをいう。
 例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含
まれる。 ４ 従業者
 従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したが って、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所 で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、 当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めな い。
 なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者 とする。 個人業主
 個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。 無給の家族従業者
 個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。
 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用 者」又は「臨時雇用者」に含める。 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている 人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、
一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。
常用雇用者 事業所に常時雇用されている人をいう。 期間を定めずに雇用されている人若しくは１か月を超える期間を定めて雇用されてい
る人又は平成２１年５月と６月にそれぞれ１８日以上雇用されている人をいう。 正社員・正職員
 常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。
 正社員・正職員以外
 常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パ
ートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。
臨時雇用者 １か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者） いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍があ
りながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。 ５ 事業所の産業分類
 事業所の主な事業の種類（原則として過去１年間の収入額又は販売額の多いもの）に
より分類した。
 原則として、日本標準産業分類によるが、一部の小分類項目については分割したもの も小分類に含めて表章している。
 ※ 平成２１年経済センサス－基礎調査で用いた「産業分類一覧」はこちら